

# 岩手

※2025年春実施の全国公立高校入試情報は、2024年12月7日現在によるものです。

## 1. 日程

[いわて留学(県外募集)]

○選抜実施

1/28

○内定通知

検査期日の1週間後までに通知

[一次募集(一般入学者選抜・特色入学者選抜)][連携型入学者選抜]

●学力検査等

3/5・6

○合格発表

3/14

※追検査 3/11・12

## 2. 学力検査

[一般入学者選抜]

国語：50分・100点

数学：50分・100点

英語：50分・100点

理科：50分・100点

社会：50分・100点

<500点満点>

※学校独自検査(面接, 小論文, 作文, 実技)を課す高校・学科あり(30~100点)。

○英語聞き取りあり(例年)

## 3. 調査書

[評定の記載方法]

○1年…5段階(絶対評価)

○2年…5段階(絶対評価)

○3年…5段階(絶対評価)

[調査書点の算出方法]

■特色入学者選抜

各教科, 各学年の評価を, 各高校が独自に換算して決定する。

■一般入学者選抜

3年・実技重視

1年:2年:3年=1:2:3

1年：5教科×2+4教科×3=110点

2年：5教科×4+4教科×6=220点

3年：5教科×6+4教科×9=330点

<660点満点>

→500点満点に換算。

#### 4. 合否判定

[調査書と学力検査の比重]

一般入学者選抜では、3：7～6：4の範囲で、各高校が決定する。

[判定方法]

特色選抜→一般選抜の順で行う。

本検査と追検査の成績は同等に扱い、どちらを受検した者も一括して選抜する。

##### ■特色入学者選抜

各高校が、調査書・実施する検査・志願理由書にそれぞれ配点し、選別する。

志願者が各高校の想定する倍率を超える場合、提出書類で一次選考を行うことがある。

##### ■一般入学者選抜

・学力検査500点×各高校が選択した比率+調査書500点×各高校が選択した比率=1000点

・学校独自検査=30～100点(各高校が決定した配点)

以上の2点をもとに、各学科(学系)の特色に配慮しながら、総合的に判定する。

第1志望の受検者で定員が充足しない場合は、第2志望・第3志望から選抜する。

#### 5. 推薦入学等

一般入学者選抜と特色入学者選抜を併せて実施する。

##### ■特色入学者選抜

一般入学者選抜で第1志望で出願する学校・学科(学系)にのみ出願できる。

志願先高校の求める生徒像等を参考にして出願する。

志願理由書を提出。

[検査内容]

調査書、志願理由書、検査《面接、小論文、作文、実技、口頭試問、プレゼンテーション等の内、1から2項目程度を実施》

[定員に対する比率]

○普通科、普通・理数科、大槌の地域探究科…定員の10%以内

○体育科・スポーツに関する学系・芸術に関する学科・学系…定員の50%以内

○上記以外の学科…定員の20%以内

##### ■いわて留学(県外募集)

[対象校・定員]

###### ①地域ふるさと振興校

募集定員：各校定員の20%以内かつ各校が居住環境を紹介できる数

実施校：沼宮内、平館、遠野、遠野緑峰、黒沢尻工業、住田、大槌、宮古水産、岩泉、

伊保内

②留学実施校

募集定員：各校定員内

実施校：葛巻，大迫，西和賀

③特色教育課程校

募集定員：各校定員内

実施校：水沢農業，種市

■連携型入学者選抜(軽米，葛巻)

連携型中学校からの志願者に対する選抜。

[検査内容]

学力検査(一般入学者選抜と同問題)・面接

※一次募集と併願することはできない。

※高校は一次募集も実施するが，一次募集での募集は，定員から連携型中学校からの出願者数といわて留学の合格者数を減じた数を下限とする。

■一関第一(併設型中高一貫教育校)の入学者選抜

一関第一高等学校附属中学校から入学願を提出した者には，入学者選抜を行わない。

※高校は一次募集も実施するが，一次募集での募集は，定員から附属中学校からの入学決定者数を減じた数とする。

## 6. 備考

一次募集で，一般入学者選抜と特色入学者選抜を同時に行う。

普通科(南昌みらい(仮称)の芸術・外国語・スポーツ科学，花巻南のスポーツ健康科学・国際科学を除く)は，学区の制限あり。総合学科・専門学科には，学区の制限なし。

盛岡第一・水沢・一関第一・釜石の普通科と理数科は，くくり募集を実施する。

一般入学者選抜では，志願先高校に2つ以上の学科(学系・コース)がある場合には，第2・第3志望まで出願することができる。ただし，異なる学校独自検査を実施する学科(学系・コース)への出願は，2つまでとする。

※選抜ののち，欠員が10%以上(原則)の学科(学系)は，二次募集を実施する。

※追検査

インフルエンザ等，真にやむを得ない事情で実施する検査を受けられなかった者は，所定の手続きをし，追検査を受検することができる。

・1日目をすべて受検できなかった者…2日目も受検できない者として，追検査1・2日目の対象者とする。

・2日目をすべて受検できなかった者…追検査2日目の対象者とする。